

〈研究ノート〉

戦後の縁辺地域における住民と 協同組合による電気供給とその顛末(2) －北海道雄武町と枝幸町を事例として－

西野 寿章*

The history of electricity supply by residents and
cooperative in the marginal area after World War II :
Case study of Omu Town and Esashi Town in Hokkaido

NISHINO Toshiaki

(Received 17 January, 2019 ; Accepted 4 February, 2019)

(5) 住民出資

第3表は、保存されていた「組合員出資者名簿」と「出資金払込地区別内訳書」から作成した雄武町の地区別出資額の一覧である。この2つの資料は、共に作成年月の記入がないが、前者は1951年4月の雄武町電農設立前に、後者は1973年度の電農解散に際して作成されたものとみられる。

雄武町は、1950年10月の国勢調査結果によると1,518世帯8,427人を数えていた。「組合員出資者名簿」に掲載された出資世帯は761世帯となり、雄武町世帯数の50.1%となっている。1951年の電農設立時の雄武町の行政区は、25地区に分かれており、「名簿」は地区毎に、世帯主氏名と出資口数及び出資金額が記入されている。出資金額は1～2回の増資分も記入され、多くの場合3～4回の分

割で払い込むように記入されている。1951年当時、中心市街地には戦前の雄武水力電気の供給分を1942年に北海道配電が引き継ぎ、1951年に北海道電力が引き継いでいた。この時点の雄武町における電化地区は配電区上では8地区、未電化地区は22地区となっていた。中には、同一地区内でも北海道電力が供給しているエリアと未電化のままとなっているエリアが同居している地区もあった。なお、雄武町における戦後の開拓政策による入植団地は10団地あり、1945年度から1955年度までの間に411戸が入植し、入植面積5,397 haの内、35.6%が開墾された²²⁾。

この2つの資料の作成時期には22年の時間差があり、地区割も変化している。1から25地区までが1955年当時の地区割、aからiまでは、その後分割や新設によって増加

* 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科・教授

した地区であり、1～25の地区に居住していた世帯が移転したケースも含まれている。なお、この地区の数は、図面上の地区数と一致しない。第3表より、雄武町全地区に組合員がいて、出資金を拠出したことになるが、北海道電力から電気供給を受けていた市街地に住む有力者も出資したようである。

第3表から読み取るべきは、「組合員出資者名簿」に記載された各世帯の出資口数と払込出資金は、いわば電農側の出資指定額と考えてよく、実際に払い込まれていた「出資金払込地区別内訳書」の出資額との間にはかなりの差があることである。筆者が閲覧した「組合員出資者名簿」が全て保存されていたとす

第3表 雄武町 地区別出資金払込状況

資料名 地区番号	組合員出資者名簿		出資金払込地区別内訳書			合計
	払込世帯数	払込出資額	払込世帯数	払込出資額	開発出資金	
1	89	159,600	69	149,130	133,000	282,130
2	29	37,800	22	49,350	42,000	91,350
3	51	153,800	20	32,200	20,000	52,200
4	21	622,000	10	26,450	15,000	41,450
5	9	14,400	5	6,668	5,000	11,668
6	23	69,300	23	44,900	14,000	58,900
7	80	235,200	48	78,605	54,000	132,605
8	25	67,500	6	32,400	30,000	62,400
9	19	36,200	21	12,100	3,000	15,100
10	47	125,700	33	42,200	22,000	64,200
11	34	547,200	29	19,050	5,000	24,050
12	28	65,500	36	126,250	116,000	242,250
13	44	607,000	35	76,750	12,000	88,750
14	23	38,000	10	1,800	—	1,800
15	27	39,400	14	68,700	55,000	123,700
16	14	15,800	3	111,000	10,000	121,000
17	16	27,600	3	4,100	4,000	8,100
18	16	13,800	15	16,660	8,000	24,660
19	41	368,200	34	227,095	20,300	247,395
20	54	156,500	40	71,424	51,000	122,424
21	31	270,200	19	187,278	176,000	363,278
22	2	221,900	2	55,700	50,000	105,700
23	19	2,296,000	11	625,500	258,000	883,500
24	8	16,000	10	22,600	15,000	37,600
25	11	19,600	11	26,500	22,000	48,500
a			24	152,900	98,000	250,900
b			4	3,500	1,000	4,500
c			7	24,200	23,000	47,200
d			2	35,200	35,000	70,200
e			7	10,840	9,000	19,840
f			4	6,550	5,000	11,550
g			19	2,300	—	2,300
h			15	1,500	—	1,500
i			29	16,200	10,500	26,700
計	761	6,224,200	640	2,367,600	1,321,800	3,689,400

(雄武町保存資料より作成)

るならば、雄武町電農は761名の組合員に622万4,200円を求めたものの、実際に払い込まれたのは368万9,400円に留まっていたということになる。その際、名簿からは、北海道電力から供給を受けながらも、出資をした人が多くいるということも判明している。そしてその多くは、当時の雄武町の有力者であった。その人達は、「開発出資金」として、多くの出資をしていた。

この「開発出資金」は、雄武町に保存資料の中に「昭和二十五年四月作製 株主名簿 雄武町開発株式会社」が存在し、雄武町の「出資金地区別内訳書」には、この会社への出資額を適用欄に記入している。それによると、株は2,000株発行され、町内の181名が株主となっていた。1株1,000円であったことから、2百万円が出資されたことになる。この「雄武町開発株式会社」については、町史には記載がなく、実態は分からないが、前述したように、旧幌内川発電の柴田武四郎氏から、地域の振興のためには雄武町電力消費組合の結成を促された時期に合致していることから、町長が発起人代表となって設立された雄武町電力消費生活協同組合とは別に会社設立が考えられた可能性がある。

その全容は全く不明であるが、雄武町開発株式会社の主要株主の内、保有株数上位の株主の多くは、雄武町電農から提示された出資額に「開発」への出資金を加えた額が出資額とされ、実際に「出資金払込地区別内訳書」においても開発出資金が表示された名簿と一致する人が多いことから、こうした見方は間違っていないものと思われる。この「開発出資金」の額は、農家や漁家の10倍、場合によっては50倍もの開きがある。「雄武町開発株式会社」が実際に認可されていたのかも含め、実態がつかめないが、こうしたことから、雄武町においては、旧幌内川発電の柴山氏の

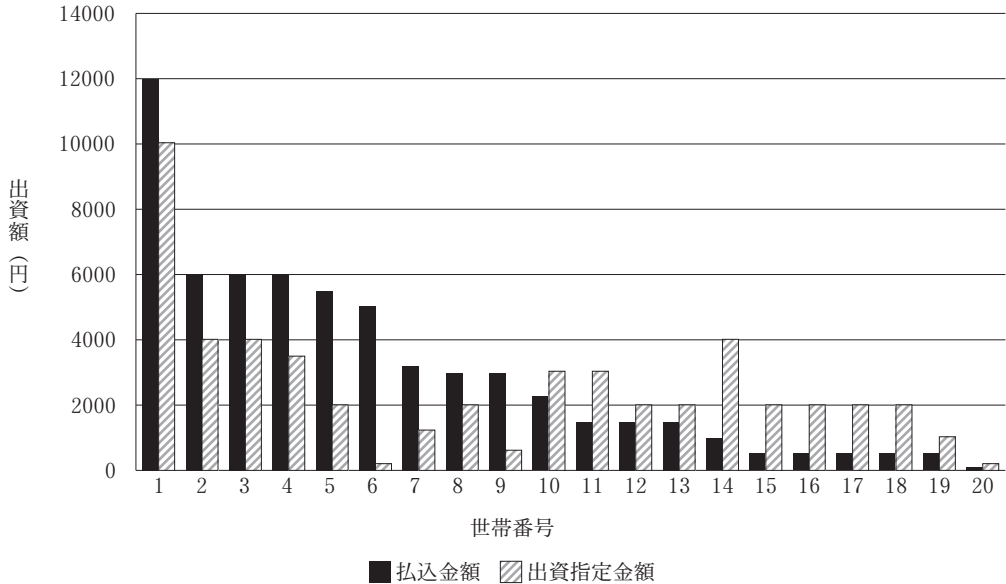
提案を受けて、具体的な動きを見せたのは確かなようである。しかしながら、雄武町開発株式会社は実際には設立されず、この「開発」の出資金を、そのまま、電力利用農業協同組合の出資金としたように捉えられる。「開発」の大口出資者は、電力消費生活協同組合の役員となっていることから、そのように考えることができる。雄武町開発株式会社の事業内容は不明であるが、地域の有力者が地域電化を牽引しようとしていた様子が伺われる。こうした動向は、各地区の払込出資額にも現れている。

第1図は、雄武町A地区における払込金額と出資指定額をグラフにしたものである。A地区20世帯に対する出資指定額の合計が50,700円であるのに対して、実際の払込金額の合計は60,100円と出資指定額より9,400円多くなっている。世帯番号1から9までは出資指定額より払込金額の方が多く、世帯番号10から20までは払込金額が出資指定額より少なくなっている。例えば、世帯番号1は、出資指定額10,000円(10口)に対して、12,000円を払い込んでいるが、その内訳は、前述の「開発」への出資額6,000円に指定出資額4,000円を加えたものとなっている。指定出資額の1万円は満たしていないが、4,000円にすでに払い込んだであろう「開発」への出資額を加えたものとなっている。「開発」への出資額は、132万1,800円となっており(第3表)、集められた368万9,400円の35.8%を占めており、「開発」への出資者の貢献には大きいものがある。また世帯番号10は、出資指定額3,000円(30口)に対して2,250円を払込み、世帯番号15から18までは、出資指定額2,000円(20口)に対して500円が払い込まれていた。世帯番号20は指定出資額200円(2口)に対して100円を出資している。A地区では、出資額が最も多い世帯と最も少

ない世帯とでは、実に 120 倍の差が生じている。出資指定額（口数）が、どのような基準によって決められたのかは不明であるが、農地所有面積や所得が基準になっていた可能性

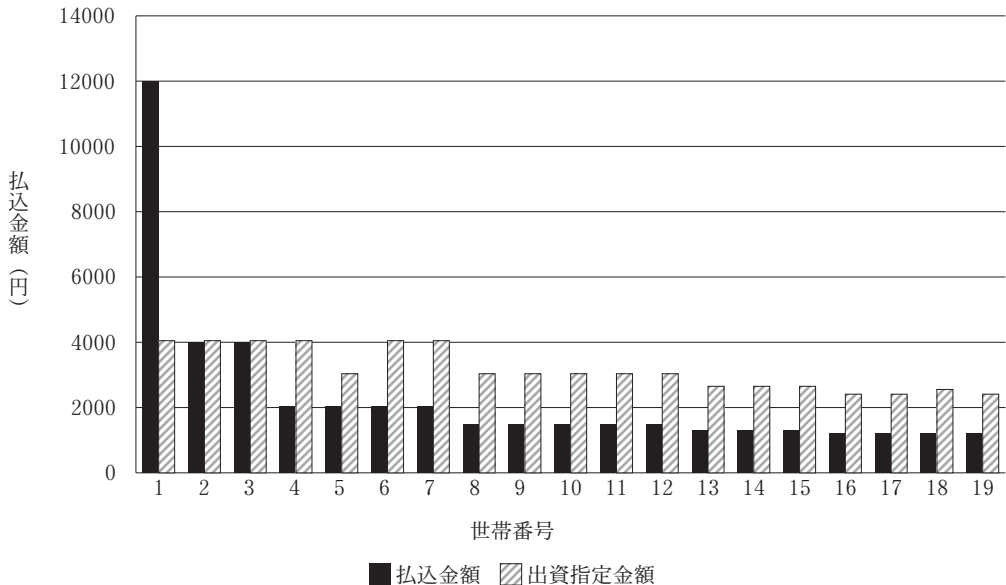
がある。
第 2 図は、雄武町 B 地区における払込金額と出資指定額をグラフにしたものである。B 地区 19 世帯に対する出資指定額の合計が

第 1 図 雄武町 A 地区の払込金額と出資指定金額



(雄武町保存資料より作成)

第 2 図 雄武町 B 地区の払込金額と出資指定金額



(雄武町保存資料より作成)

59,500円であるのに対して、実際に払い込まれた金額は44,200円と15,300円少なくなっている。B地区では、世帯番号1から3までの3世帯が開発に出資した世帯で1は10,000円、2と3は2,000円の開発への出資額に指定出資金を加えて払い込んでいる。B地区は、この開発への出資者以外の世帯番号4から19までは、いずれも払込金額が出資指定額を下回っている。

住民の出資金は、両町電農が考えたように集まらず、筆者による集計では、雄武町分では、出資指定額に対する払込出資額は38%に留まっており、「開発」への出資額を上乗せした場合でも59.3%に留まる。出資を求めたと思われる1951年頃の雄武町の経済環境と大きく関係していることは言うまでもなく、農家、林家、漁家にとって、出資指定額を拠出するのは困難な状況にあったことが窺える。1951年の電力再編成によって、地域独占型の電力会社が設立しても、電気供給に多額の設備投資を要する縁辺地域では、戦前と同様に地域住民の負担が余儀なくされ、地主層をはじめとした地域の有力者への経済的依存も戦前と同様であった点は、戦後の電気事業史を捉える上で重要であり、管見によれば、この点を指摘したのは、本稿が最初だと思われる。

IV 両町による一部事務組合としての電気組合の設立と経営

(1) 経営状況

1955年2月18日から送電が開始され、未点灯状態は解消されたが、組合員は北海道電力よりも高額な電気料金の支払いを余儀なくされていた(第2表)。その一方、電農と町財政規模では膨大な事業規模となり、単独組合での事業計画には、事業の継続及び運営上に

幾多の難点のあることが北海道、農林漁業金融公庫から指摘され、農林漁業小水力施設資金の借入に当たっては、農林漁業金融公庫から、①両町組合の単独借入分については相互債務引受の総会引受議決を経て債務証書を提出する、②単独及び共同借入金額に対する相互共通の損失補償議決及び契約履行のこと、③事業合理化のため両組合は速やかに統合²³⁾することが望ましいなどと指摘されていた。

これらを受けて、1955年9月に雄武枝幸町電気事業運営資金要項が制定され、道商工部長より1958年度より統合するよう条件が付され、1955年10月には農林中央金庫調査役が来町して、両組合統合促進について勧告を受けている。1956年5月には道商工部長より統合促進について勧告があり、1956年6月には雄武町電力利用農業協同組合総会において統合を議決し、1957年4月には道商工部課長が統合促進のため、枝幸町において両組合統合に関する合同役員会を主催し、1958年9月には枝幸町電力利用農業協同組合総会において役員一任として統合議決をしている。そして、1959年10月には道商工部課長が最終的斡旋勧告のため雄武町に来て、統合協定が成立した。この結果、両電農は、1961年7月に統合し、名称は雄武枝幸町電力利用農業協同組合となった。しかし、1955年以降の電気事業経営は多難を極めていた。

第4表は、1955年度から1960年度までの共同運営時の収支実績をまとめたものである。それによると、実質的な収入である電気料金と北海道電力への売電収入の合計が支出額に届いておらず、借入金で収支を合わせた苦しい経営となっている。実質収入の支出に占める割合は、1955年度39.1%、1956年度45.3%、1957年度85.3%、1958年度79.1%、1959年度66.4%、1960年度67.6%に留まり、赤字経営が続いていた。雄武枝幸町電農の定

第4表 雄武枝幸町電力利用農業協同組合の経営状況

(円)

年度		1955	1956	1957	1958	1959	1960
収入	電気料金	5,213,882	7,944,687	8,738,608	9,773,642	8,957,234	9,846,078
	北電売電	14,495,887	11,661,374	12,693,922	12,018,340	12,331,613	8,405,854
	雑収入	806,480	295,109	525,219	845,626	1,059,178	1,290,399
	借入金	31,985,111	24,000,000	3,225,310	3,750,000	13,250,000	9,504,895
	収入合計	52,501,360	43,901,170	25,183,059	26,388,202	35,598,025	29,047,226
支出	運営支出	14,350,048	12,495,851	12,702,064	12,452,786	12,828,500	14,578,694
	償還金	15,800,000	9,500,000	9,351,838	8,441,516	9,837,000	10,073,505
	利息	1,998,272	3,099,370	3,678,157	3,096,744	2,390,070	2,775,565
	特別工事費	—	1,407,000	—	1,285,354	218,020	—
	未払金	20,353,000	10,050,000	—	3,354,000	5,840,630	240,000
	その他	—	7,348,939	—	—	1,354,476	1,307,983
	支出合計	52,501,360	43,901,170	25,732,057	28,630,460	33,632,933	28,906,965

(雄武町・枝幸町「自家用電気事業概要説明書」, 1961年3月より作成)

款には、配当は「払込済出資額に対する配当は事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年五分以内とする」と規定されていたが、配当どころではなかった。こうした経営内容は、更に経営組織の強化が農林漁業金融公庫から求められた。

1961年7月の両電農統合直後に、雄武町と枝幸町は地方自治法の規程に基づく一部事務組合の設立認可を北海道に申請した。具体的には、電気供給事業は実質的には雄武町と枝幸町の共同事業とし、その運営を統合した雄武枝幸町電力利用農業協同組合に委託するという内容であった。そのため、一部事務組合としての電気組合を設置するものであった。²⁴⁾

雄武町と枝幸町は、一部事務組合設置の理由について、「事業開始以来、6ヶ年が経過したが、両組合の区域は過年の冷害凶漁に災いして、組合員の経済力が著しく低減し当初計画予定せる電力の需用量は総発電電力量の僅か25%に過ぎず、やむなく余剰電力75%は発電原価を下回る最低料金でもって北海道電力に売電している現況にして予期の事業収

入に達し得ず」、そのため「毎年度間の冗費も大きく年々収支の差異を増大し、経営難に陥り、建設費負債も償還条件緩和の承認を受け、その他不足経理資金についても毎年度両町から財政的援助と協力を受けて、漸く現在まで経営を維持してきた状況」にあって、「現組織においては事業経営の将来に幾多の欠陥と難点を痛感するに至りましたので、速やかに両組合の統合を行い事業経営を一元化し運営の強化を図るため、地方自治法の適用を受ける一部事務組合設立の認可を仰ぎ、両町の共同責任においてこの事業の公営管理の万全を期する方針」だと述べ、負債の償還について²⁵⁾も万全を尽くすと述べている。

(2) 農林漁業金融公庫の経営診断

こうした経過を経て、1961年11月17日には一部事務組合・雄武枝幸町電気組合の設立が認可され、電気組合は、電気事業の運営を雄武枝幸町電力利用農業協同組合との間で「自家用電気事業委託契約」を結ぶこととなった。しかし、1955年以降の経営状況の悪さが累積し、再三にわたって農林漁業金融公庫から経営指導を受けることになった。

1962年3月30日付の電気組合長に宛てた農林漁業金融公庫北海道支店「雄武枝幸町電力利用農協に対する貸付金にかかる貸付条件変更について」において同公庫は、「今後の組合運営計画に十分反映させて農林漁業資金の償還体制を確立されたい」として、次のような指摘を行っている。第一には、「建設時の受益者負担金が工事費に比し極めて僅少であったと考えられると同時に電気料金の負担が道内地区に比しても極めて低廉に抑えられているので、料金を現行の倍額程度まで引き上げること」、第二には「事業収入の過半を給与に費やす現状であるため、借入金残高は4億円余りながら、年間償還財源は僅か1千万円に過ぎない。今後の運営計画によれば、組合合併以前に比しかえって経費が増加する計画となっており、一部事務組合設置による具体的改善も効果も見受けられない。本事業は実質的には町営事業であるから、可能な限り両町の助成により経費を節減し、余剰の増嵩を図って償還金を増額する意図が認められないことは甚だ遺憾に堪えない」として、(1)組合役職員、特に助役等の上級職員の給与はできるだけ両町において負担すること、(2)役職員の出張旅費の予算単価が、国家公務員のそれに比して高額である。公務員並に引き下げる。なお、役員の出張旅費及び上級職員の出張旅費は町において負担すること、(3)組合議会費は組合の支出としないこと、(4)現在の借入金の内、公庫資金以外については、いずれも両町よりの転貸資金であり、少なくともその利息は両町が負担すること、などであった。

続いて1962年12月22日付けの電気組合長に宛てた「小水力発電施設資金の調査結果について」において農林漁業金融公庫北海道支店は、運営状況等はほぼ良好であると認められたものの、一層是正すべき点として、(1)

組合の運営経費節減を図ること、(2)北海道電力への売電料金の値上げ交渉に努力すること、(3)発電された電力は、地元では60%程度しか消費されていないことから、一般家庭の電力消費もさることながら、漁港における冷蔵工場、製材工場、石灰工場など動力源の需要を伸ばし、収益の増大を計るよう努力すること、(4)建設工事負担未収金の徴求等整理に努力すること、(5)会計帳簿組織の合理化を図ること、などを指摘している。

さらに、1963年12月の農林漁業金融公庫の「小水力発電事業の調査結果について」では、人件費、修繕費の増加によって年平均5～6百万円の欠損金が発生している状況を捉えて「この事態の発生は当初より、かなりの確実性を以て推測されていたが、貴組合として何らの対策を講ずることなく、欠損金は専ら公庫資金の延滞によって切り抜けてきたように見受けられることは誠に遺憾に存じます」と厳しい評価を行い、今後も同様の態勢で行うならば、公庫資金の完済は全く不可能であることから、受益者負担金の増額や行政の対応を求めている。ここでいう公庫資金とは、1951年から1954年の間に両町が同公庫から借り入れた3億7,060万円のことで、欠損金の発生によって、返済が滞っていたのである。そのため、電気組合は「欠損金は専ら公庫資金の延滞によって切り抜け」る経営を行っていたという。

このように、農林漁業金融公庫は、再三にわたって経営改善のための指導を行ってきたが、1965年3月の農林漁業金融公庫北海道支店「雄武枝幸町電気組合の実態(小水力発電)」は、両町が電気事業に取り組み始めた時期に北海道電力に対して、市街地に来ている配電線の延長を申請したが、当時は極めて電力が不足していたため拒否された事情があったことを汲みつつも、電気組合による住

民への電気供給を断念せざるを得ない経営分析を行っている。

農林漁業金融公庫は、経営不振の要因について、建設費が過大であること、規模が過大であること、人件費が営業費用の79%を占めていることなどを指摘している。建設費については、出力1kW当りの建設費が北海道電力では10万円から15万円であるのに対して、雄武枝幸は35.6万円と割高となっている点、規模が過大である点に関しては、1963年度の発電量の地元消費は31.2%に過ぎず、67.5%を北海道電力に安い単価で売電していることが収益悪化の要因であると指摘している。当初計画では発電全量を地元で消費して、過剰電力は発生しないようになっており、現実的に裏付けのない動力消費を見込んでいたと厳しい指摘もしている。そして、減価償却不足額が毎年発生していること、公庫からの借入金利息が未払いとなっていることなども指摘して、このままだと建設費の償還は、完済までに80年を要し、公庫資金の利息は10数億或いは数10億円に達するであろうから数世紀を要するとまで述べている。すなわち、両町の電農が合併して電気供給を開始した1955年以降、利益が出せず、経営的には破綻していたに等しい状況にあった。農林漁業金融公庫では、雄武枝幸町電気組合の経営に鑑み、1955年度より1960年度まで償還緩和措置をとるなどの配慮をしていた。

しかし、北海道電力が雄武町全域、枝幸町全域に電気供給を行わない限りにおいては、雄武枝幸町電気組合は住民への電気供給事業を止めることができず、そのために巨額の借入を余儀なくされ、借入先の農林漁業金融公庫からは再三にわたって経営指導を受け、苦しい立場に立たされていた。国策として設置された電力会社にとって採算のとれない地域において、地元の電気組合が経営して採算が

とれる訳がなかった。確かに水力発電所の規模は過大であったが、北海道電力が雄武枝幸町電農、その後の電気組合から経営改善に寄与するよう購入価格を高く設定していれば、まだ状況は良かったとも考えられるが、そのような政策的発想もなかった。電気組合は、地域住民の文化的な生活の向上のために、電気を送り続けることを余儀なくされていたのであった。

V 北海道電力への移管と住民負担

1955年1月から地域に送電を開始して約10年が経過し、経営問題が表面化し始めた頃、設備の老朽化が進み、その改良工事にも取りかかる必要性が生じていた。とりわけ、素材柱を用いた電柱の老朽化が著しく、また、送電線の一部に鉄線が用いられていたことから送電ロスが多く、銅線に取り替える必要もあった。電柱は、防腐材を注入した電柱であれば通常20年は使用できるが、雄武町と枝幸町では電気の供給を優先させ、単価の安い防腐措置をとっていない素材柱を電柱に用いたものと考えられる。そのうえに潮風と風雪など、厳しい自然環境にある地域ゆえに、電柱の老朽化が10年で進み始めたものと考えられる。鉄線の送電線も、480kmの送電線に用いる銅線の単価が高かったり、入手が容易でなかった可能性もある。

1965年4月に雄武枝幸町電気組合と雄武枝幸町電力利用農業協同組合は、受益者に「送配電施設改良整備実施に伴う改良負担金賦課説明要領」を配布し、素材電柱の老朽化が著しく、電力需用の増加によって定格電圧の維持が困難を極める状況となっていることなどから改修が必要となり、改良事業の総額1億6千万円内、国・道補助48%、町補助17%であり、官庁施設などを除いた受益者負担

は総額の31%になることが示された。負担金は、改良地区外では5 A契約で2,000円、10 A契約で2,200円、改良地区では5 A契約7,900円、10 A契約8,400円が賦課されることになった。これに加えて、「建設償還負担金」では、5 A契約で850円、10 A契約では1,000円が賦課された。昭和40年7月から12月まで分割納入とされた。この時は、まだ北海道電力への移管は具体化していなかったが、この年の11月から北海道電力移管に舵を切るようになった。施設の老朽化が進み、更新のための資金調達や住民負担も限界に来ていたのであろう。雄武枝幸町電気組合では、1965年11月を皮切りとして、北海道電力への早期移管を北海道に陳情し始めた。こうした動きは、雄武町、枝幸町に限らず、北海道各地の電力利用農業協同組合全体からの要望でもあった。

北海道では、共同自家用電気施設により電気を導入した地区が687地区にのぼっていた。北海道では共同自家用電気施設による電気供給の限界から、1967年度から1973年度にかけて「北海道における共同自家用電気施設の北電移管6ヵ年計画」²⁶⁾を推進した。北海道電力への移管に際しては改修基準が設定され、設備の劣悪が原因となって、現在一般供給を受けている需要家に影響を及ぼさないようにすることや、移管後、北海道電力が設備の維持改良等に過大な経費を必要としないような設備に改修することなどが申し合わされ、北海道電力移管に当たっては、地域で一般供給に堪えうる設備に改修する必要があった。しかしながら、自力で改修して移管できるのは687地区の内150地区に留まり、残りは補助金を交付して改修することになったが、改修事業費は約45億3,000万円とされ、これに対する国庫補助額が13億5,400万円²⁷⁾であった。したがって、改修費の一部は、受

益者や自治体が負担せねばならなかった。

1967年7月に雄武枝幸町電気組合・雄武枝幸町電力利用農業協同組合が組合員に送付した「送配電施設改良と北電一般供給切替実施について」では、電気組合設立から12年が経過し、送配電の素材電柱の老朽化が著しいこと、需用電力の増加により電線、変圧器等の容量に不足を来し、定格電圧の維持が困難なことなどにより、1965年より5ヶ年計画を立て、総額1億6,000万円をもって全施設の改良更新を実施してきたが、好条件需用地にのみ供給している北電送配電線と電気組合送配電線が随所において並行、交錯していることは、国家的損失であるとし、電気工作物の高度な保安管理体制が必要であることから1966年10月に北海道電力移管を決めた経緯を説明して、移管に際しての工事内容と負担金を知らせている。

移管に際しては、「北電一般供給切替の一条件として、屋内施設の適正配線と計器を屋外に設置するための配線を要求されているため、地元専門業者が各戸訪問して調査を行っており、これが施工されないときは完了まで切替送電が中止になることが考えられるので協力をお願いしたい」と知らせ、電気組合では1灯でも従量制としてきたが、北海道電力は10 A未満については定額制に変わることを、さらに、北海道電力がへき地への送配電を引き取り運営することにより年間5億円の赤字が生じることから、赤字を少しでも軽減するために電柱敷地を無償提供してほしいと協力を求めている。

改良工事の内容は、電柱建替1,950本、電線張替1,792m、変圧器揚替192台となっており、1967年度の事業費は8,831.3万円で、費用負担は、国と北海道の補助金が6,425.6万円(72.8%)、融資929.2万円(10.5%)、受益者の改良負担金が1,013.9万円(11.5%)となっ

ていた。この時点における受益戸数は雄武町、枝幸町合わせて753戸であったことから、1戸当りの平均負担金は13,500²⁸⁾円であった。

組合員の北海道電力移管は1968年度で完了し、雄武枝幸町電気組合は1969年度以降、北海道電力への売電収入のみで運営され、借入金の償還に努めることとなったが、売電価格の値上げに北海道電力が応じないことから、収支均衡を図ることが難しく、老朽化の進む幌内川発電所の改修も難しいことから、電気組合の廃止に踏み切ることになった。北海道電力移管前の受益者については、移管後も北海道電力料金の50%を受益者償還負担金として徴収しており、住民の負担が続いていた。

当時の資料によれば、1973年8月時点における債務残高は、元金3億2,633万円余り、利息4億2,427万円余り、合計7億5,061万円余りに達していた。最終的には、農林漁業金融公庫、北海道、雄武町、枝幸町において、この債務の処理が行われ、雄武枝幸町電気組合は、1974年9月30日限りで廃止された。なお、1955年頃に徴収された組合員の出資金は、1973年11月28日に組合員1,520名中423名(本人241名)が出席して開催された電気組合の臨時総会において、出資金については「損失の方へ廻すという事でご理解願いたい」と組合長が発言し、受益者以外の出資者についても「同様の処理としたい」と理解を求め、承認された。地域電化のために、厳しい経済環境下において地域住民が拠出した出資金は、債務返済に充当された。

VI おわりに

以上、北海道の縁辺地域に位置する雄武町と枝幸町における戦後電化史をまとめた。太平洋ベルト地帯に人口が集中し、1970年に

は大阪で万国博覧会が開催され、原子力発電所の運転が開始され、高度経済成長の真っ只中にあったこの時期に、雄武町と枝幸町は、電気事業経営に苦しみ、住民もまた都市住民ならあり得ない負担を余儀なくされていた。

雄武町、枝幸町の場合、なぜ地域住民、電力利用農業組合や自治体が苦勞しなければいけなかったのだろうか。その根本的な要因は、戦前の電気事業が市場原理で発展し、資本にとって収益性の高い地域にだけ電気が供給されたからであった。その際、行政区画が電灯会社の供給区域に組み込まれても、全ての集落に電灯が入ったわけでもなかった。やはり収益性の高い集落を中心として配電された。こうした地域内の不平等を避けたいと考えた自治体では内発的に電気事業に取り組んだ。経済的価値の高い町村有林を有し、財産収入の多かった山村では、内発的に町村営電気事業に取り組み、財産収入の少なかった山村では、地域住民が必要資金を拠出した。戦前に町村営電気のなかった雄武町、枝幸町は、戦後になって同様の取り組みを見せた。有力者が多くの出資を行ったことも、戦前の町村営電気事業と類似したところがある。

戦前の山村地域に開業した町村営電気事業は、概して収益性が良く、地域一斉点灯という地域的課題の達成に留まらず、戦前の町村制下において自主財源を生み出す役割も併せ持っていた。しかし、雄武町と枝幸町の電気事業経営は、収益が上がるということがほとんどなく、借入金の返済が計画通りに進まず、利息も増幅する結果となった。その要因は、水力発電所の発電量が過大であったことが大きい。当初地域で描いていたように製造業立地が進まず、電力消費が計画より大幅に下回ったことも大きな要因であった。

当時の北海道は本州と隔離され、雄武町、枝幸町は、北海道内においても隔離されてい

た。こうした地理的条件から、当時の産業の中心であった重化学工業の立地は望めなかった。水産物加工も、輸送手段が限られていた当時ゆえに、条件の不利性が製造業立地に大きく作用していたことは言うまでもない。

本来なら、発送配電一貫体制の北海道電力が北海道の縁辺地域の電気供給を担うべきであったが、発足直後はその能力を備えていなかったことから、企業体としての育成が優先され、そのために北海道電力が負担すべき費用の上限が決められていたのであった。その結果、戦前に電気供給を受けていなかった地域や集落では、住民負担を伴いながら、電力利用農業組合や自治体が苦勞せねばならなかったのである。北海道紋別市出身の衆議院議員・松田鉄蔵氏は、こうした縁辺地域電化の苦勞を目の当たりにしていたからこそ、農山漁村電気導入促進法を議員立法によって立案したものと考えられる。その政策的効果は大きく、全国で住民と自治体の負担を伴いながらも、未電化集落の電化が進んだ。

電灯普及率がほぼ100%に近づいた1964年に現在の電気事業法が制定された。橘川武郎氏は、電気事業法の制定によって民営9電力体制が法認されたとし、1951年から1973年までの時期は9電力各社が料金値上げをしないですむよう競い合って経営合理化に取り組んだとしているが²⁹⁾、北海道の片隅では、住民への電気供給に自治体が苦惱し、住民もまた負担に応じなければならなかった。橘川氏のいうこの時期の電力会社の経営合理化とは、誰のための、何のための経営合理化だったのだろうか。

雄武枝幸町電気組合の供給地域は、南北95 km、東西25 kmに及び、雄武枝幸町電気組合の送電線延長は480 kmに及んでいた。そのため、1戸当りの電柱本数は、雄武枝幸町では3.7本を要しており、穂別町1.7本、北海

道全体0.5本に比べて多く、管理に多くの人手が必要であり、人件費が営業費用の79%を占めていた点を公庫が指摘しているが、それは広大な面積を管理するために多くの人員が必要だったからであった。雄武町では海岸線から25 kmの山間部にも開拓集落があり、延々と送電線を整備し、管理せねばならなかった。こうした、雄武町と枝幸町の集落立地の特殊性にも、理解がなかったようにも捉えられる。

とはいえ、農林漁業金融公庫は、そもそも雄武町と枝幸町が電気事業に係わらざるを得なかったのは、戦前から市街地に入っていた電力線の未電化集落への延長を北海道電力が拒否したこと³⁰⁾にあった点では同情し、北海道も、1959年段階で電気事業組合の運営が困難となっていることを把握して、「電気事業組合自体が組合経営の健全化、その体質改善に最善の努力を尽くす必要のあることはもとより、配電事業について独占的な公益事業としての電力会社においても、その性格上、今一步前進して、供給区域内の無電化地帯の解消と現在の電気事業組合施設の引き受け又は援助等について考慮を払われることが望まれるわけである」と述べている³¹⁾。さらに札幌通商産業局は、「国および道は、未点灯部解消のため、戦後、政府資金の貸付、補助金の交付等建設費の助成を推進してきた。これによって急速に未点灯は解消されたが、アメリカ農村電化局のような総合的な指導育成をしてきたであろうか、反省したい。建設時の助成をただけで、それが国としてなすべきすべてであり、導入後のことは、国の関知するところではないと受益者自身の運営に放任されていた」と述べ、さらに「北海道の電気料金率の高騰を防止するためといいながら、辺地住民の過大負担が長期に続いたことは電力行政面からその責任を感じなければならな

い。と同時に、これの解決のために都市部住民も十分理解し協力しなければならないもの³²⁾と考える」と述べていた。

これらから、行政も北海道の地域電化に苦悩していた様子が理解できる。それゆえに、雄武枝幸町電力利用農業協同組合が背負った巨額の負債処理が、関係機関の理解の下に行われたのであろう。今日、9電力は地域独占体の巨大資本となったが、9電力が企業体として未熟だった時期において、このように住民、地域が電化に苦勞を余儀なくされていた史実は、戦後電気事業史の一断面として明記されるべきである。発電量が過剰だったことから、結果として経営は破綻していたものの、地域を独占している電力会社が整備しようとしなかった地域の電化を成し遂げながらも、苦悩に満ちた地域自治の姿は、自治とは何かを我々に教えてくれているようにも思われる。

(完)

〔付記〕

本稿で使用した資料は、主に雄武町立図書館に保存されている資料を使用した³³⁾が、北海道立文書館、北海道立図書館所蔵資料も使用した。資料閲覧にご配慮いただいた所蔵機関に御礼申し上げます。雄武町の現地調査では、雄武町教育委員会に資料閲覧に多大なるご高配をいただきました。雄武町総務課長・林 史祥氏には、資料発掘にご尽力いただき、研究を支援いただいた。記して感謝し、御礼申し上げます。なお本研究は、日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「戦後の山村における電力空白地域の配電過程に関

する地理学的研究」(2013年度～2015年度、研究代表者・西野寿章、課題番号25370917)の成果である。記して感謝したい。

〔注〕

- 22) 雄武町史編纂委員会『雄武町百年史』,雄武町, 2006, p.751。
- 23) 雄武町・枝幸町「雄武・枝幸電気事業の沿革」,発行年不詳, pp.23-24。
- 24) 一部事務組合としての電気組合は、戦前にも存在し、郡営電気が1923(大正12)年の郡制廃止により一部事務組合としての電気組合を設立したケースをはじめ、複数の町村で電気事業を共同経営する場合に電気組合を設立した(西野寿章「戦前における電気組合の経営とその特性」,福島大学商学論集81-4, 2013, pp.203-223)。
- 25) 雄武町長・枝幸町長「一部事務組合設立認可申請書」,1961年7月6日。
- 26) 北海道農山漁村電気協議会連合会編『北海道の農山漁村電化の歩み』,北海道農山漁村電気協議会連合会, 1973, p.108。
- 27) 前掲26), pp.117-124。
- 28) 前掲20)によれば、1戸当りの負担額は2017年では5万円余りとなる。
- 29) 橘川武郎『電力改革』,講談社, 2012, pp.51-52。
- 30) 農林漁業金融公庫「雄武枝幸町電気組合の実態(小水力発電)」,1965, p.1。
- 31) 北海道総務部地方課「北海道市町村の辺地における電気事業―主として電気事業組合と市町村財政との関連において―」,1960, pp.84-85。
- 32) 札幌通商産業局「北海道の辺地における自家用電気施設の実態と対策 辺地電気施設実態調査報告書」,1966, p.2, p.5。